

社会福祉法人万松会 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 5月15日～ 令和11年 5月14日までの 5年間
2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当や育休中の社会保険料免除制度等の周知を図る。

<対策>

- 令和 6年 5月頃～ 本会の制度および規定の見直し
- 令和 6年 6月頃～ 関連する制度の職員への周知

目標2：育休中の職員への、休業中の情報提供方法など復帰しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和 6年 5月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 6年 6月頃～ 育休中の職員への情報提供
- 令和 7年 1月頃～ 職場復帰後の職員へのヒアリング・制度改善など